

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について

令和3年9月
蓮田市

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況を公表します。

(1) 時間外勤務時間の削減

◎数値目標

各職員が1年間の時間外勤務時間数について、人事院規則等が定める上限目安時間360時間を超える職員をゼロにします。

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
時間外勤務時間数が年間360時間超の職員数(人)	98	94	32
うち管理職以外の職員数(人)	36	48	32

※平成30年度は管理職以外の職員のみ集計。

(2) 管理職職員への女性職員登用の推進

◎数値目標

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について、登用率30%にします。

(4月1日現在)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
女性管理職の割合(%)	25.9	24.5	25.0

(3) 育児休業の取得の推進

◎数値目標

育児休業の取得率について、男性職員は10%にし、女性職員は100%を継続します。

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
男性職員の育児休業取得率(%)	9.1	0	3
女性職員の育児休業取得率(%)	100	100	100